

議案第 二 号

町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の
共同設置に関する規約の一部改正について

次のとおり町村等の非常勤職員の公務災害に関する認定委員会及び審査会の共同設置に關する規約の一部を改正することについて地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第三項において準用する同法第二百五十二条の二第三項の規定により、本議会議決を求めらる。

昭和四十九年 月 日提出

鳥取県東伯郡三朝町長松村喬成

昭和四十九年 月 日提出 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の
共同設置に関する規約の一部を改正する規約

町村等の非常勤職員の公務災害補償に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約（昭和四十三年四月一日施行）の一部を次のように改正する。

題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。

第一条中「公務災害補償」を「公務上の災害又は通勤による災害に対する補償」に改め、

「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第一条から第三条まで中「公務災害補償認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に、

「公務災害補償審査会」を「公務災害補償等審査会」に改める。

別表中「鳥取県田村職員労務給付組合資産管理組合」を削り、「鳥取県東部町村交通災害共済組合」の次に「気高郡衛生施設組合」を加える。

附 則

この規約は、昭和四十九年四月一日から施行する。